

貸切バス 交替運転者の配置基準(解説)



第 二 版
平成25年6月7日

はじめに

貸切バスの安全を確保するため、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」が一部改正され、その中で「高速バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」が策定されています。

本解説書では、交替運転者の配置基準の詳細を解説したものです。解説書では、

1. 基準概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 昼間・夜間、一運行、1日の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 距離による基準の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4. 運転時間による基準の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
5. 連続運転時間・休憩の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
6. 連続乗務回数の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
7. 乗務途中の体調報告・デジタル式運行記録計による運行管理・・・・16

について、それぞれの基準の要点を纏めております。

さらに、本基準に加え、引き続き、「勤務時間等基準告示」¹を遵守する必要があります。

勤務時間等基準告示については、厚生労働省が発行している「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-11.pdf>)においてポイントが記載されております²ので、併せてそちらをご確認下さい。

本基準は、生理学的な観点から最低限の基準として設定するものであり、これまで実施されている各事業者による安全対策が後退することがないようにお取りはからい下さい。

1 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1675号)をいいます。
2 勤務時間等基準告示は、労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)(改善基準告示)を引用しております。

1

基準概要

これまで、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要としておりましたが、今後は、これらに加え、以下の交替運転者の配置基準も遵守する必要があります。

これまで

「交替運転者の配置基準」

勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要

- (イ) 拘束時間が16時間を超える場合
- (ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合
- (ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

上記の基準は、今後も引き続き適用されます

今後これらに加えて

一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務の乗務距離の上限(670km)は廃止

貸切バスの交替運転者の配置基準（平成25年8月1日より適用）

		1日		
		昼間 ^{2.(1)}	夜間 ^{2.(1)}	
ワンマン運行の上限	運転時間 ^{4.}	原則一運行9時間まで* 週2回まで一運行10時間まで*可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)	一運行9時間まで*	原則1日9時間まで* 夜間ワンマン運行を行う場合を除き、 週2回まで1日10時間まで*可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度)
	実車距離 ^{3.}	原則 一運行500kmまで 〔以下の条件を満たした場合〕 昼間は600kmまで ○条件 ・運行途中に1時間以上の休憩(1回20分以上で分割可) ^{3.(2)2} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)}	原則 一運行400kmまで 〔以下の条件を満たした場合〕 夜間は500kmまで ○条件 ・運行前11時間の休憩を確保しており、一運行の乗務時間が10時間以内又は運行途中に連続1時間以上の休憩を確保 ^{3.(3)2又は3.(3)3} ・運行指示書上、実車2時間ごと*に20分以上の休憩を確保 ^{5.(4)1} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)}	1日に2つ以上の運行に乗務する場合の合計は (注意:この時、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を入れなければ、別運行とは見なさない。一方、1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に乗務する場合には、連続1時間以上の休憩を挟んでも1つの夜間ワンマン運行とみなす。) 600kmまで 〔以下の条件を満たした場合〕 当該合計は週2回まで600km超が可 ○条件 ・複数の運行のそれぞれの実車距離は、「一運行の実車距離」の範囲内。 ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)}
	連続乗務回数 ^{6.}	—	連続4夜まで ^{6.(2)} (実車距離400km超は連続2夜まで)	—
	連続運転時間 ^{5.}	高速道路の実車運行区間で 概ね2時間まで* ^{5.(2)1~2}	実車運行区間で 概ね2時間まで* ^{5.(4)}	—
	休憩時間 ^{5.}	運転時間4時間毎に合計30分以上 ^{5.(3)} (実車距離500km超は運行途中に合計1時間以上(1回20分以上で分割可)) ^{3.(2)2 5.(5)}	実車運転概ね2時間毎*に 連続15分以上 ^{5.(4)} (実車距離400km超は実車運転概ね2時間毎*に連続20分以上)	—

*...運行指示書による運転者に対する指示がされていることを求めるもの。

No. ...箱内の数字は本解説書における記載箇所を指す。

2

昼間・夜間、一運行、1日の考え方

交替運転者の配置基準では、夜間及び昼間の一運行の距離・時間と1日の距離・時間について基準を定めています。ここでは、夜間・昼間、1運行、及び1日の考え方について以下のとおり、整理しています。

(1) 昼間・夜間の考え方

夜間ワンマン運行・昼間ワンマン運行の定義は以下のとおりです。

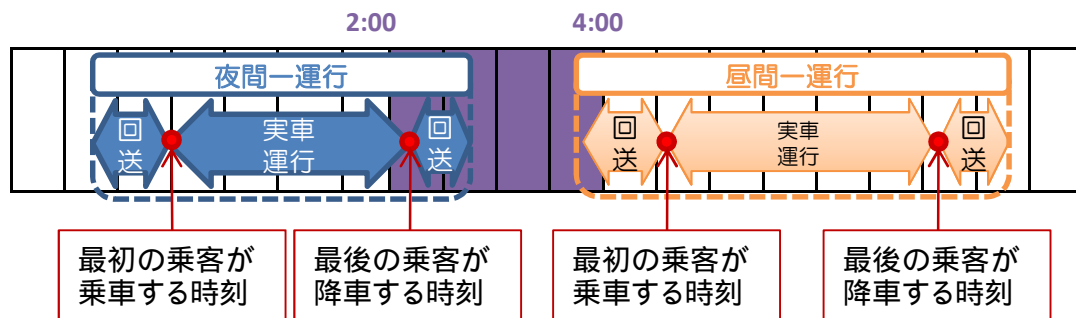
夜間ワンマン運行:最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻(運転を交替する場合にあっては実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻)が午前2時から午前4時までの間にあるワンマン運行又は当該時刻をまたぐワンマン運行をいう。

昼間ワンマン運行:夜間ワンマン運行に該当しないワンマン運行をいう。

午前2時から午前4時までの時刻をまたぐワンマン運行は夜間ワンマン運行です。



最初の乗客が乗車する時刻若しくは最後の乗客が降車する時刻が午前2時から午前4時までの間にある運行とは、**実車運行区間の一部が午前2時から午前4時までの間にある運行**をいいます。



(2) 一運行の考え方

一運行の定義は以下のとおりです。

一運行:1人の運転者の1日の乗務のうち、回送運行を含む運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行という。ただし、1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合であって、当該休憩の直前及び直後に回送運行があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とする。なお、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合には、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を挟んでいても、これらの連続する運行を合わせて1つの夜間ワンマン運行とみなす。

回送運行を含む運転開始から運転終了までの一連の乗務を一運行とします。

終始、1名の運転者が運転する場合



途中で乗り継ぎを行う場合



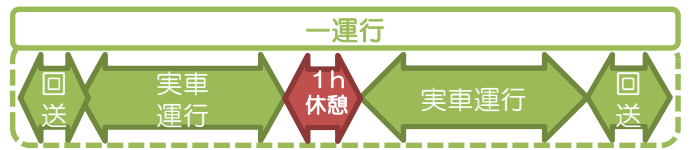
右図のとおり、途中の交替地点において運転者Aが乗務を終了(降車)し、運転者Bが乗務を開始(乗車)する場合(乗継ぎを含む運行の場合)は、運転終了・運転開始をもって、それぞれの一運行とします。

1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合であって、当該休憩の直前及び直後に回送運行があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とします。

○実車運行中以外で1時間以上の休憩

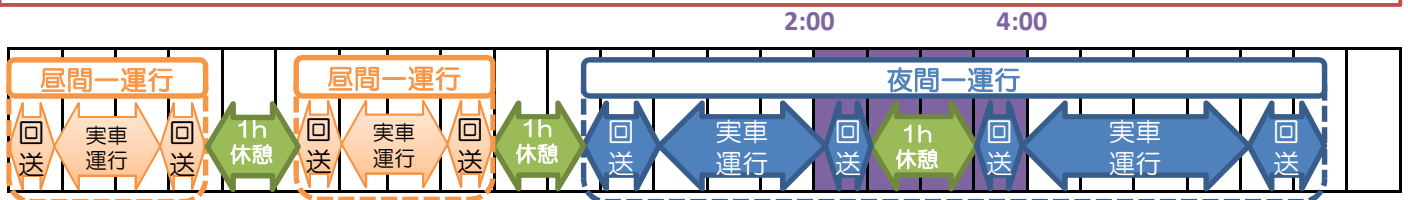


○実車運行中に1時間以上の休憩



「直前及び直後の回送運行があるとき」とは乗客から隔離された環境で休憩を取得する必要があるという趣旨であり、同環境で休憩すればその前後の運行を別運行とします。そのため、不必要に回送運転を行う必要はありません。

2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合、上記の1時間以上のまとまった休憩を挟んでも、これらの連続する運行を合わせて一つの夜間運行とします。



1日の合計実車距離の上限は、原則600kmまで(3.(4)参照)、1日の運転時間の上限は原則9時間まで(4.(2)参照)であることに注意してください。

(3) 1日の考え方

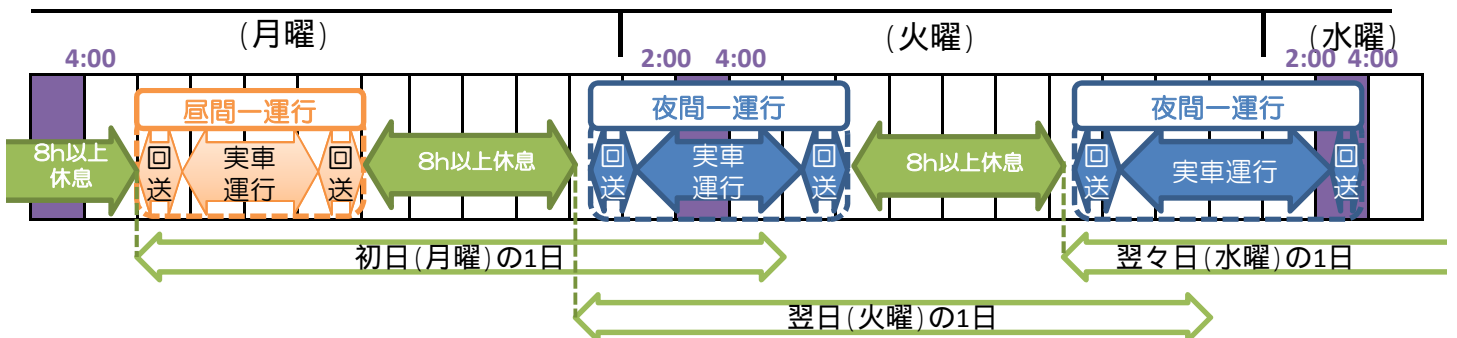
1日の定義は以下のとおりです。

1日の拘束時間については勤務時間等基準告示において13時間(延長する場合でも16時間(15時間超えは週2回まで)までとされています。

1日: 始業から起算して24時間をいう。

1日の合計実車距離及び1日の運転時間の考え方については、それぞれ3.(4)、4.(4)を参照してください。

始業から起算して24時間を1日とします。



3

距離による基準の考え方

(1) 実車運行等の定義について

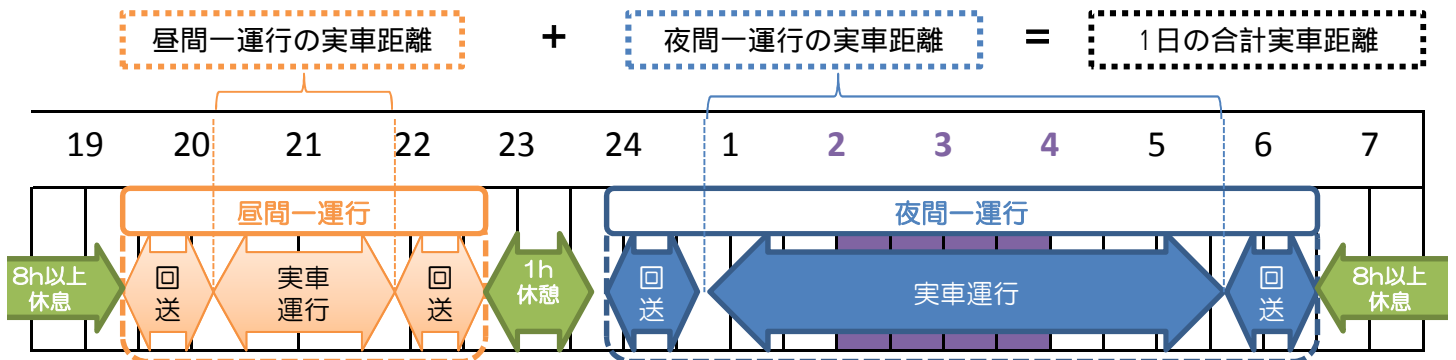
実車運行等の定義は以下のとおりです。

実車運行：旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。

実車距離：実車運行する区間(以下単に「実車運行区間」という。)の距離をいう。

一運行の実車距離：1人の運転者が一運行で運転する実車距離をいう。

1日の合計実車距離：1人の運転者が1日の乗務で運転する実車距離の合計をいう。

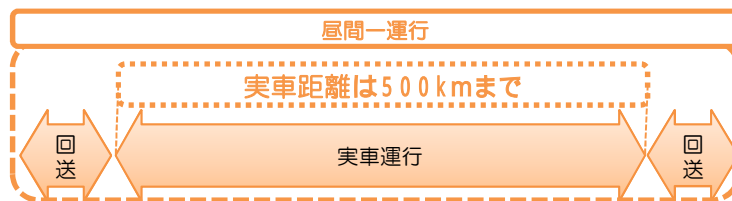


(2) 昼間ワンマン運行の一運行の実車距離について

昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500km(当該運行の実車運行区間の途中で合計1時間以上(分割する場合は、1回連続20分以上)の休憩を確保している場合にあっては、600km)を超えないものとします。

なお、500kmを超える運行等を行う場合には、乗務中の体調報告が必要になりますので、これらについては本解説書の16ページをご参照下さい。

昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は原則500kmを超えてはいけません。

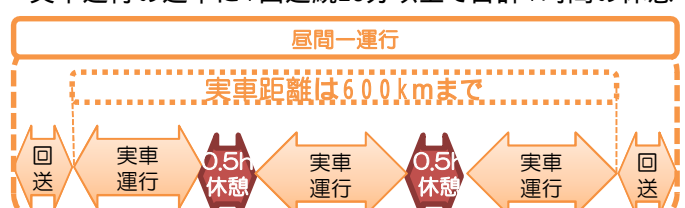


ただし、昼間ワンマン運行の実車運行区間の途中で合計1時間以上の休憩(分割する場合は、1回連続20分以上)を確保している場合は600kmまで昼間ワンマン運行を行うことが可能です。

実車運行の途中で1時間のまとまった休憩



実車運行の途中で1回連続20分以上で合計1時間の休憩



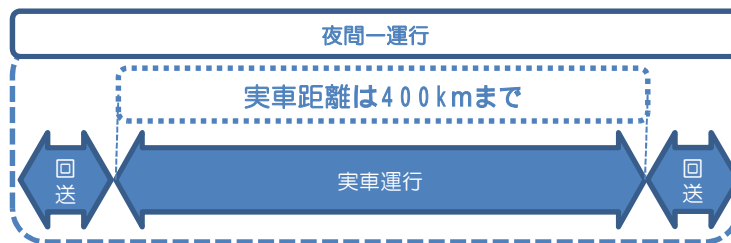
(3) 夜間ワンマン運行の一運行の実車距離について

夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400km(次のイ及びロに該当する場合にあっては、500km)を超えないものとします。

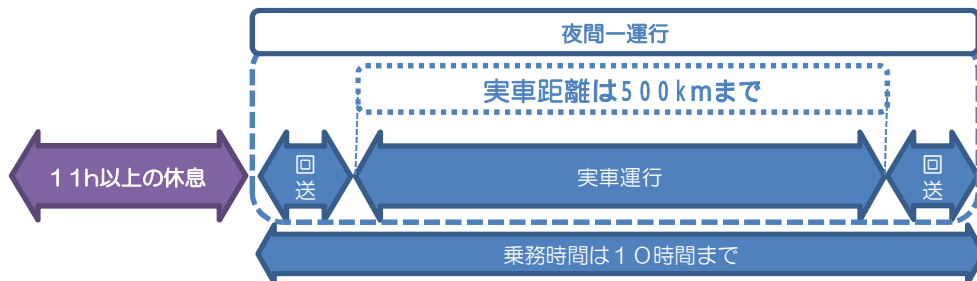
- イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合
- ロ 当該運行の一運行の乗務時間(当該運行の回送運行を含む乗務開始から乗務終了までの時間をいう。)が10時間以内であること又は当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設等、リクライニングシート等の座席を含む。)において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合

なお、400kmを超える運行等を行う場合には、乗務中の体調報告、デジタル式運行記録計による運行管理が必要になりますので、これらについては本解説書の16ページをご参照下さい。

夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は原則400kmを超えてはいけません。

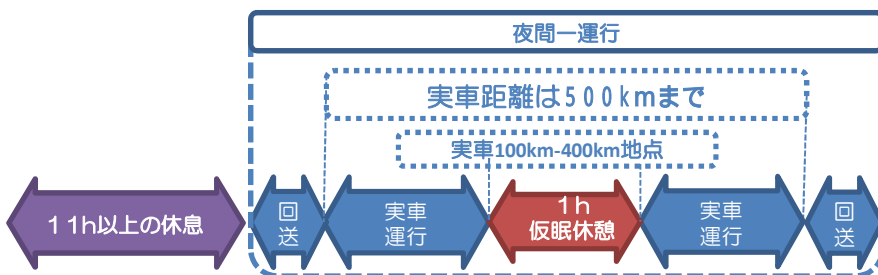


ただし、夜間ワンマン運行の運行前の休息期間を11時間以上確保しており、一運行の乗務時間が10時間以内である場合には500kmまで夜間ワンマン運行を行うことが可能です。



夜間ワンマン運行の運行前の休息期間を11時間以上確保しており、当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に運転者が身体を伸ばして仮眠することのできる施設において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合には500kmまで夜間ワンマン運行を行うことが可能です。

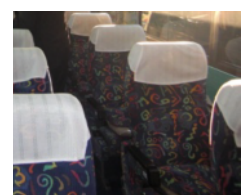
車両床下の仮眠施設等を含む。ただし、リクライニングシート等の座席を含む。



- 貸切バスの仮眠施設の例 -

(例) 床下仮眠施設

(例) リクライニングシート

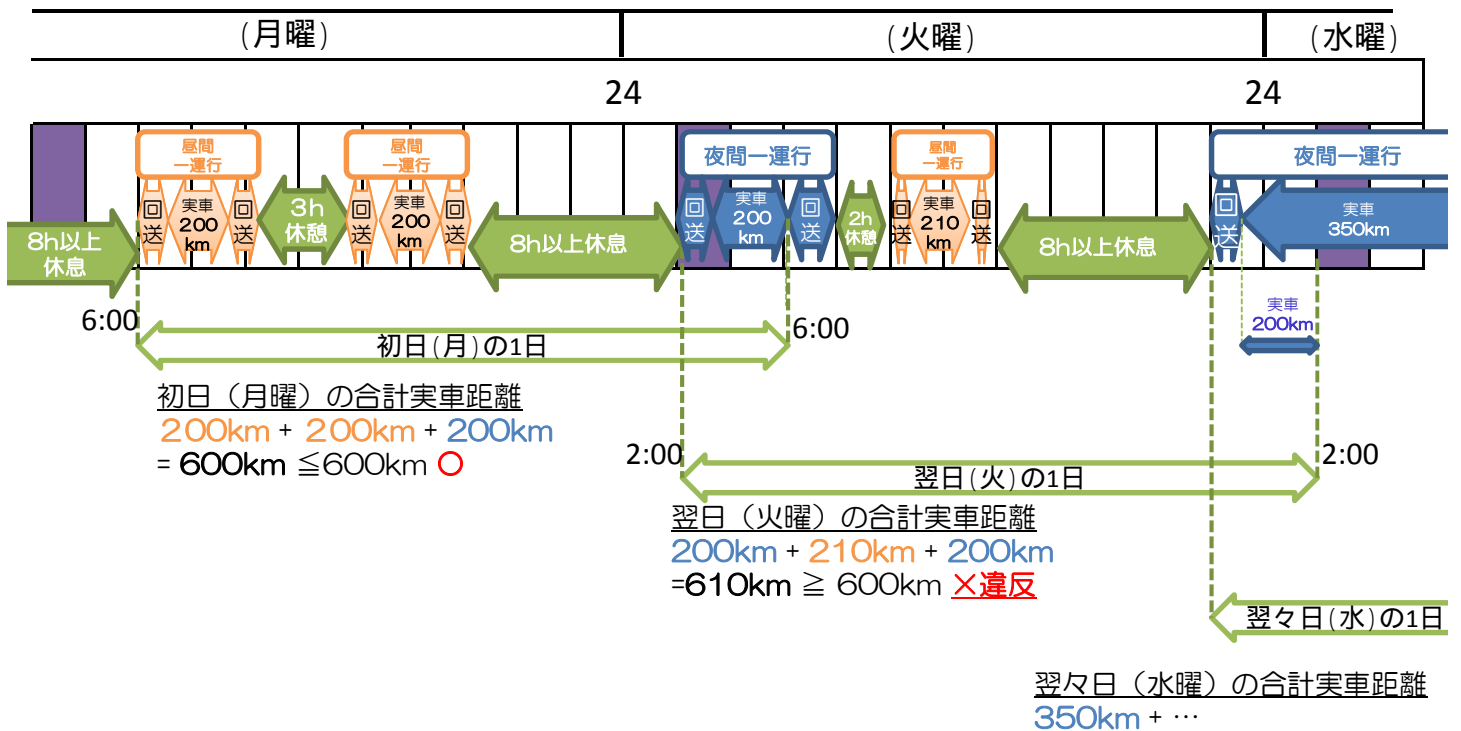


(4) 1日の合計実車距離について

1人の運転者が同じ1日の乗務の中で、2つ以上の運行に乗務する場合には、1日の合計実車距離は600kmを超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを超えることができるものとします。

なお、600kmを超える乗務を行う場合には、乗務中の体調報告、デジタル式運行記録計による運行管理が必要になりますので、これらについては本解説書の16ページをご参照下さい。

1日の合計実車距離は、始業から24時間以内に運転した実車距離の合計とします。



1日の合計実車距離は、1週間当たり2回まで、上限600kmを超えることができるものとします。

(例1)
600km超え2回

600km超え2回

月曜	400km
火曜	400km
水曜	650km
木曜	650km
金曜	400km
土曜	休息
日曜	休息
月曜	650km

(例2) ×
600km超え3回

600km超え3回

4

運転時間による基準の考え方

(1) 運転時間の定義について

運転の定義は以下のとおりです。

- 一運行の運転時間: 1人の運転者が回送運行を含む一運行で運転する時間をいう。
- 1日の運転時間: 1人の運転者が回送運行を含む1日の乗務で運転する時間をいう。



(2) 昼間ワンマン運行の一運行の運転時間について

昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることが出来るものとします。

ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容に基づき、運転者に対して運行指示書により、運転時間が9時間を超えない運行の指示がなされている状態をいいます。

したがって、運送を引き受けた時点で、昼間運行の運転時間が10時間を超えることが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

また、運転時間が9時間を超えるため、勤務時間等基準告示(1日の運転時間は2日平均で9時間)に違反しないよう、注意する必要があります。

(3) 夜間ワンマン運行の一運行の運転時間について

夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとします。

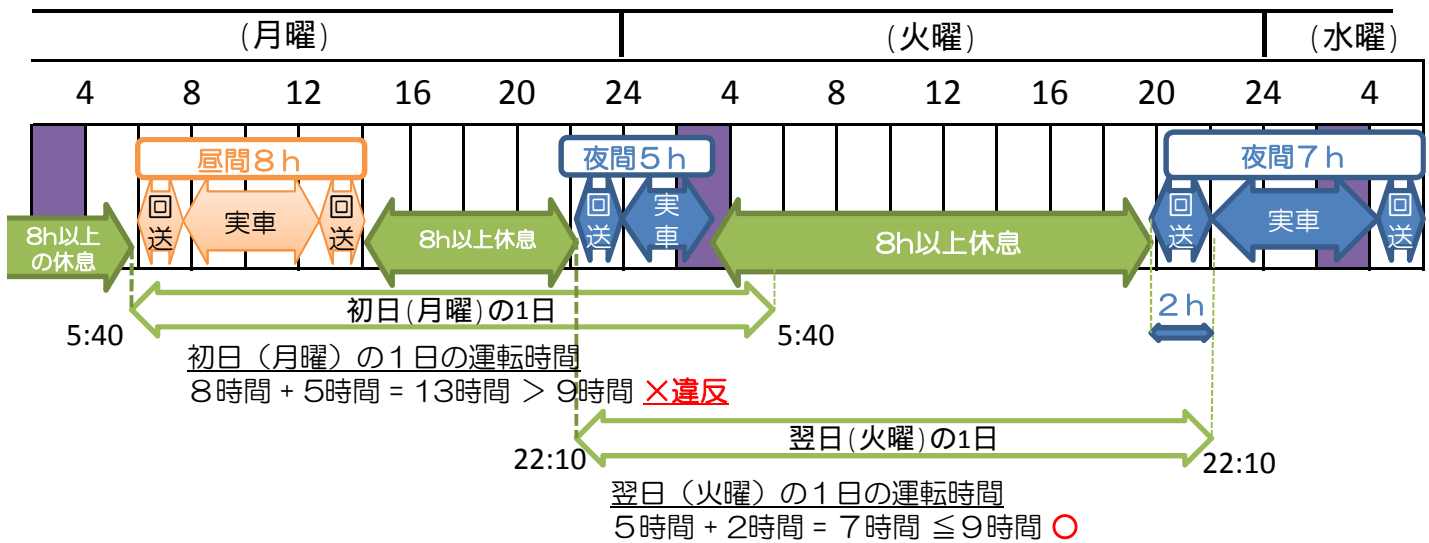
ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容に基づき、運転者に対して運行指示書により、運転時間が9時間を超えない運行の指示がなされている状態をいいます。

したがって、運送を引き受けた時点で、夜間運行の運転時間が9時間を超えることが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

(4) 1日の運転時間について

1日の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとします。

1日の運転時間は、始業から24時間以内に運転した運転時間の合計とします。



夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。

夜間ワンマン運行を除き、1週間に2回まで、1日の運転時間を運行指示書上、10時間までとする乗務が可能です。回数の計算の考え方は 参照。

ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容に基づき、運転者に対して運行指示書により、運転時間が10時間を超えない運行の指示がなされている状態をいいます。

したがって、運送を引き受けた時点で、昼間運行の運転時間が10時間を超えることが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

また、運転時間が9時間を超えるため、勤務時間等基準告示(1日の運転時間は2日平均で9時間)に違反しないよう、注意する必要があります。

夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができますが、勤務時間等基準告示における1日当たり2日平均の運転時間9時間の基準と併せて考える必要がありますので、以下の例を参考に運行を計画して下さい。

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
(違反なし)	運転時間 10時間	運転時間 8時間	運転時間 7時間	運転時間 8時間	運転時間 10時間	休日	
(違反なし)	運転時間 8時間	運転時間 10時間	運転時間 10時間	運転時間 8時間	運転時間 7時間	休日	
× (本配置基準違反)	運転時間 10時間	休日		運転時間 10時間	運転時間 7時間	運転時間 10時間	休日
違反 (本配置基準: 9時間を超える運転時間は週に2回まで)							
× (本配置基準違反)	運転時間 9時間	休日		運転時間 11時間	運転時間 7時間	運転時間 9時間	休日
違反 (本配置基準: 9時間を超える場合、運転時間は10時間まで)							
× (本配置基準違反)	運転時間 9時間	休日		夜間ワンマン 運転時間 9時間	夜間ワンマン 運転時間 10時間	運転時間 9時間	休日
違反 (本配置基準: 夜間ワンマン運行の運転時間は例外なく9時間まで)							
× (勤務時間等基準告示違反)	運転時間 7時間	運転時間 10時間	運転時間 9時間	運転時間 10時間	運転時間 7時間	休日	
違反 (勤務時間等基準告示: 1日の運転時間は2日平均で9時間)							

なお、勤務時間等基準告示の詳細には、厚生労働省が発行している「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-11.pdf>)においてポイントが記載されておりますので、併せてそちらをご確認下さい。

5

連続運転時間・休憩の考え方

(1) 連続運転時間の定義について

連続運転時間の定義は以下のとおりです。

連続運転時間：10分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。



(2) 高速道路の実車運行区間の連続運転時間について

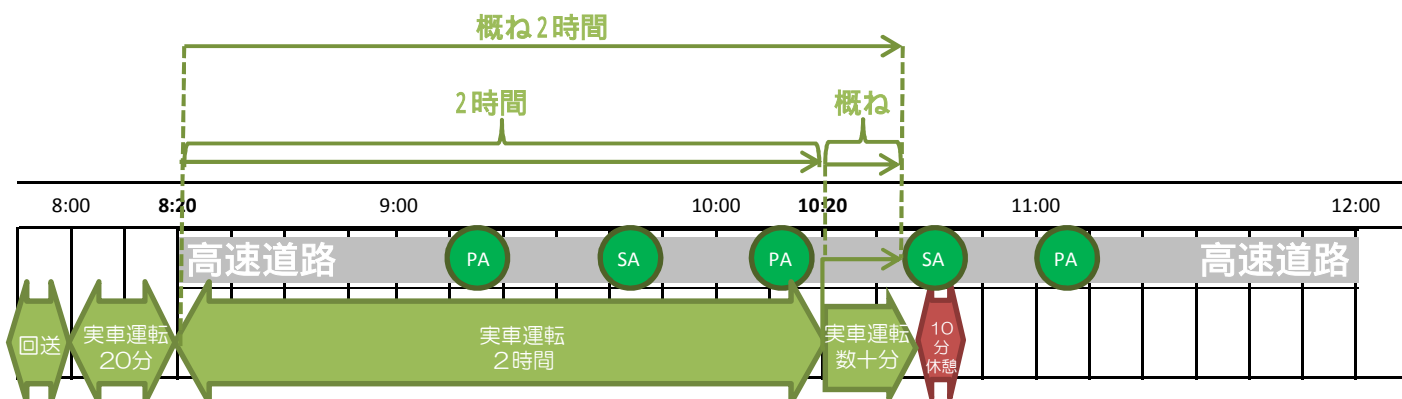
高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとします。

高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとします。

夜間運行については、全ての実車運行区間において連続運転時間、運行指示書上、概ね2時間。以下((4)参照))



概ね2時間の「概ね」は連続運転時間が2時間を超える次のSA又はPAで休憩を取ることを指します。



ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容に基づき、運転者に対して運行指示書により、高速道路の実車運行区間において、連続運転時間が概ね2時間を超えない運行の指示がなされている状態をいいます。

したがって、運送を引き受けた時点で、高速道路の実車運行区間における連続運転時間が概ね2時間を超えることが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で、連続運転時間を概ね2時間に収めるとの判断をするか、又は交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

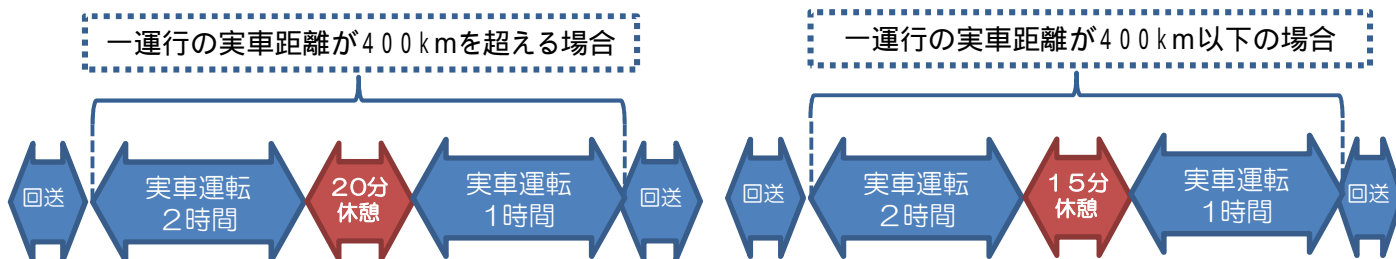
(3) 休憩時間について

「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」において、連続運転時間4時間毎に30分の休憩を確保することとなっております。このほか、本基準において夜間ワンマン運行の実車運行区間における休憩時間を以下の通り定めているほか、実車距離500km超の運行については、1時間以上(1回20分以上で分割可)の休憩を確保(3(2) 参照)することとしております。

(4) 夜間ワンマン運行の実車運行区間における休憩時間について

夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行指示書上、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続20分以上(一運行の実車距離が400km以下の場合)あるいは、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上)の休憩を確保していなければなりません。

実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に、連続20分以上(一運行の実車距離が400km以下の場合)あるいは、実車運行区間における運転時間概ね2時間毎に連続15分以上)の休憩を確保しなればなりません



ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容に基づき、運転者に対して運行指示書により、実車運行区間における運転時間が概ね2時間毎に連続20分以上(15分以上)の休憩を確保するような運行の指示がなされている状態をいいます。

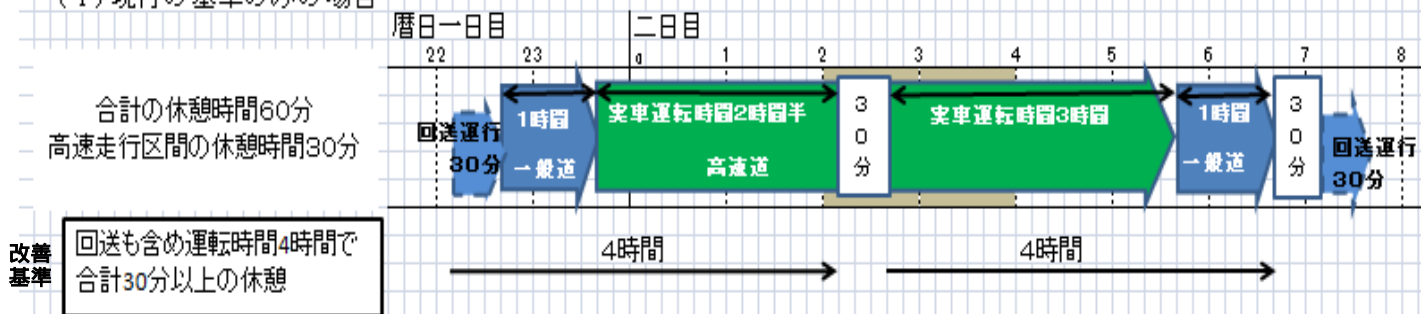
したがって、運送を引き受けた時点で、実車運行区間における運転時間2時間毎に連続20分以上(15分以上)の休憩が確保できないことが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で、実車運行区間における運転時間を概ね2時間毎に連続20分以上(15分以上)の休憩を確保するとの判断をするか、又は交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

(5) 連続運転時間・休憩時間の組み合わせについて

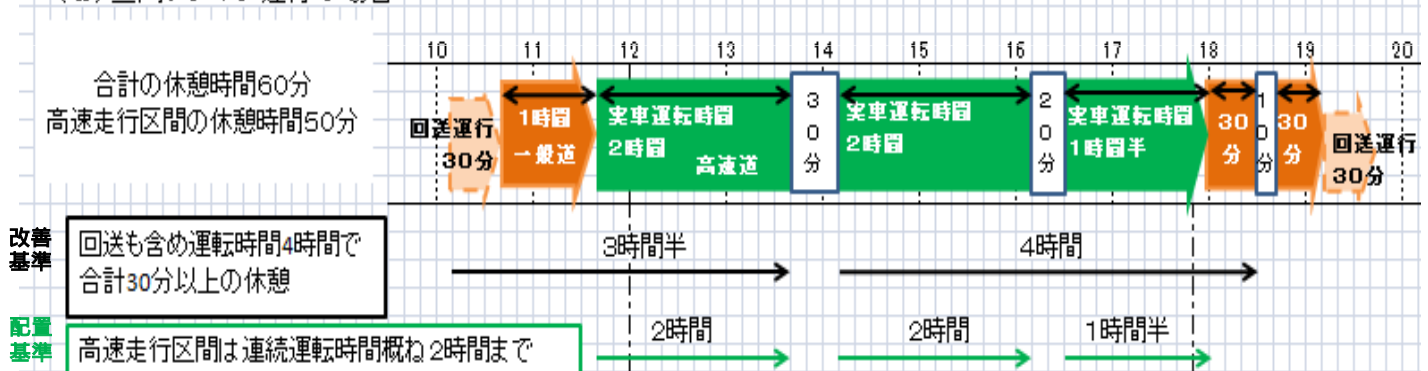
連続運転時間及び休憩時間の組み合わせについては、昼間ワンマン運行や夜間ワンマン運行に限らず高速道路の実車運行区間の連続運転時間を概ね2時間以内とすること、夜間ワンマン運行にあっては一般道を含む実車運行区間における運転時間2時間毎に、夜間ワンマン運行の一運行の実車距離によって休憩時間を合計20分とするか合計15分とするかを考慮する必要があります。また、**勤務時間等基準告示における連続運転時間4時間毎に30分以上の休憩等を確保する基準と併せて考える必要がありますので、以下の例を参考に運行計画を行って下さい。**

A) 高速走行区間5時間半 + 一般道走行区間2時間 + 回送運行1時間で
 運転時間合計8時間半のモデルケース(実車距離450km程度)

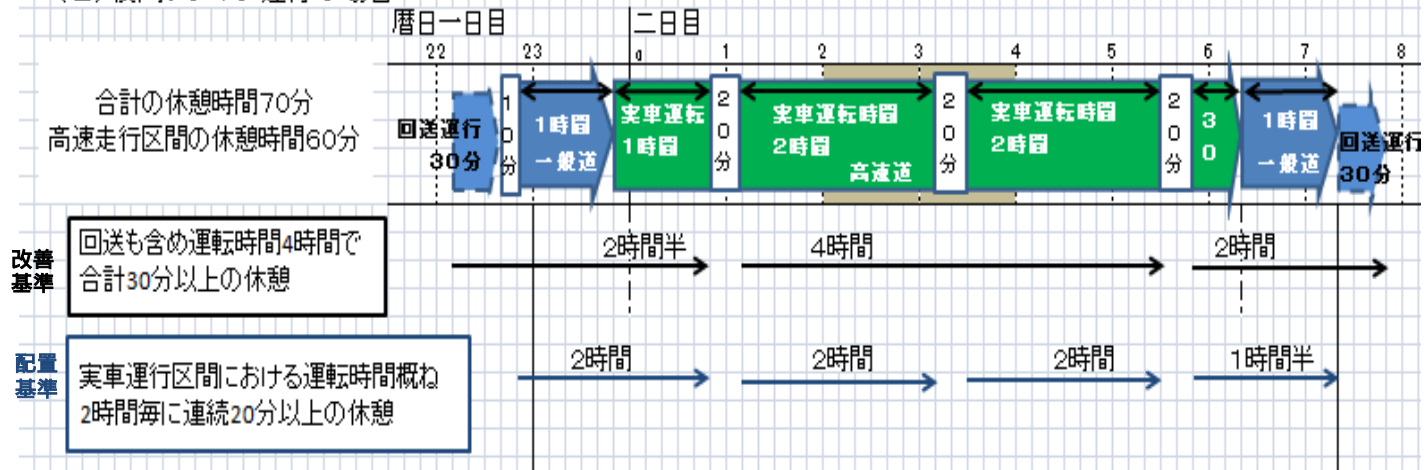
(i) 現行の基準のみの場合



(ii) 昼間ワンマン運行の場合

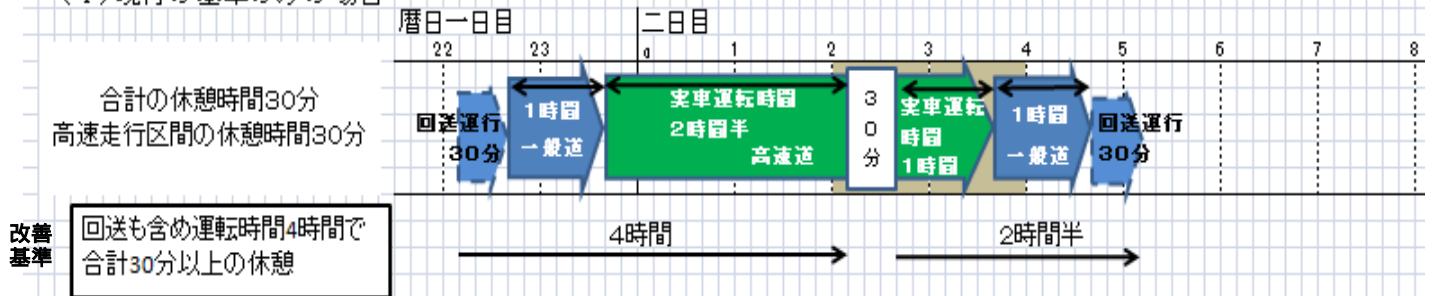


(iii) 夜間ワンマン運行の場合

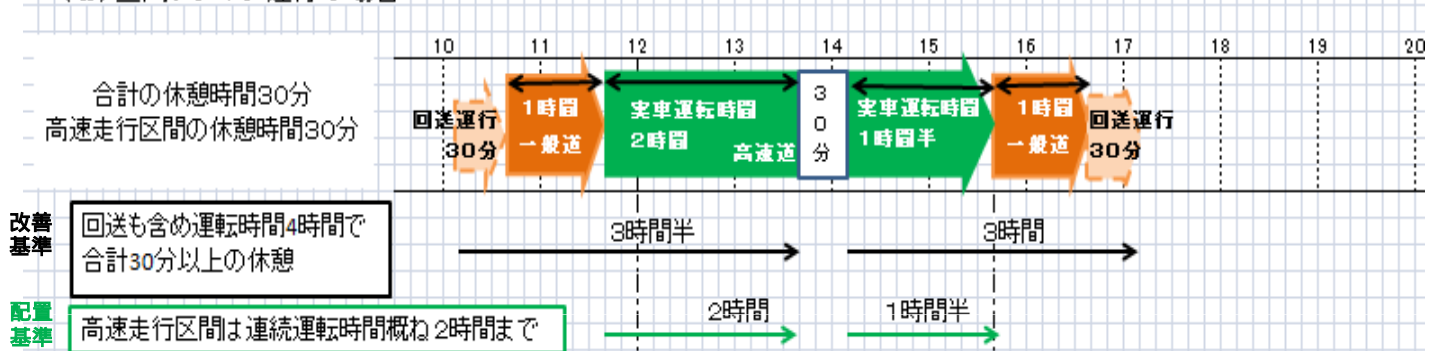


B) 高速走行区間3時間半+一般道走行区間2時間+回送運行1時間で
 運転時間合計6時間半のモデルケース(実車距離300km程度)

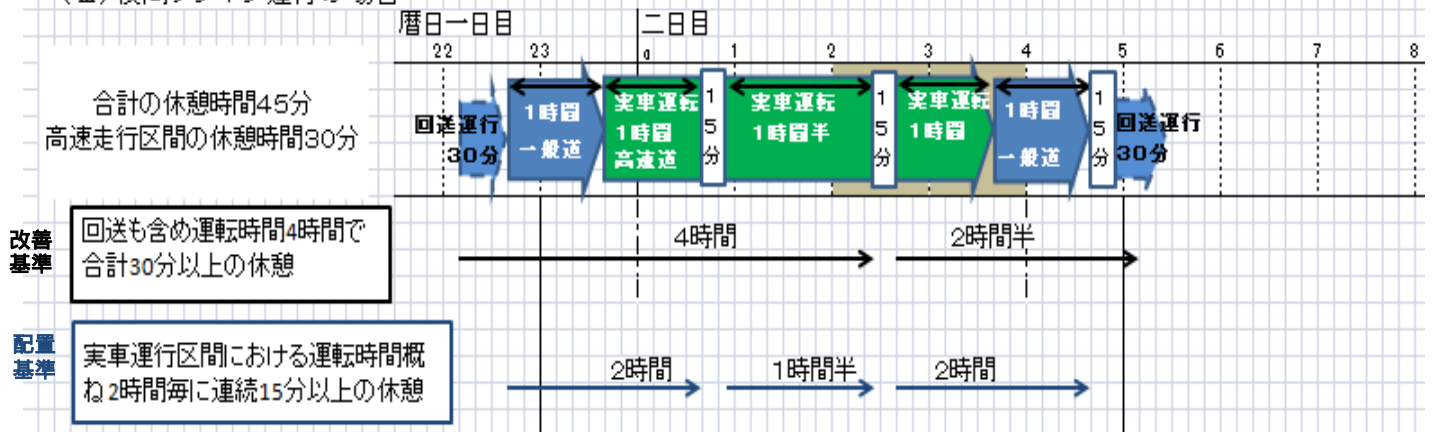
(i) 現行の基準のみの場合



(ii) 昼間ファンマン運行の場合



(iii) 夜間ファンマン運行の場合



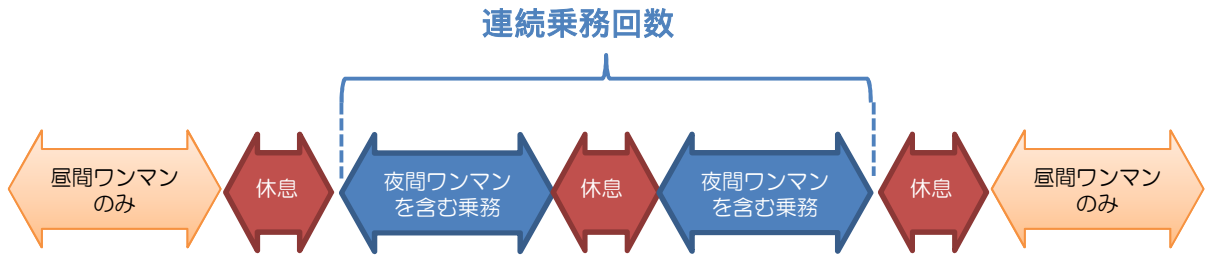
6

連続乗務回数のお考え方

(1) 夜間ワンマン運行の連続乗務回数の定義について

夜間ワンマン運行の連続乗務回数の定義は以下のとおりです。

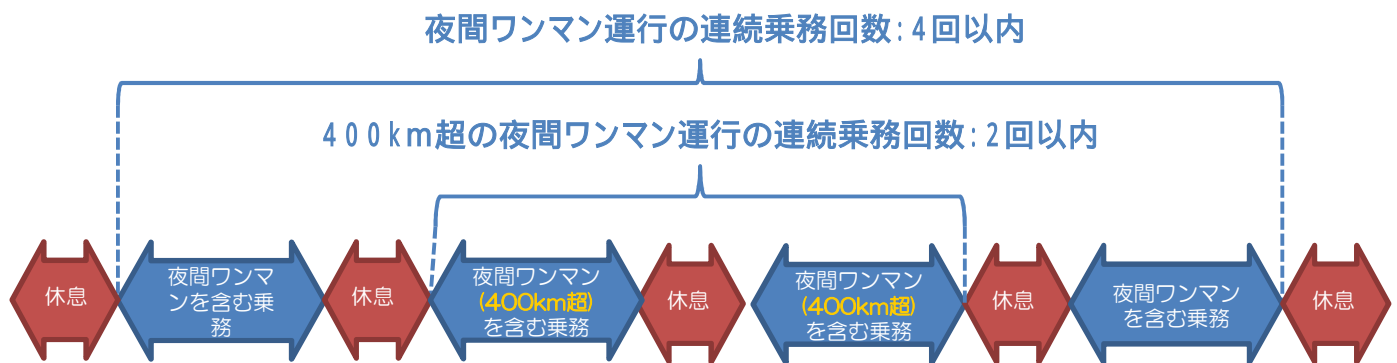
連続乗務回数: 夜間ワンマン運行を含む1日の乗務を連続して行う日数をいう。



(2) 夜間ワンマン運行の連続乗務回数について

夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回(一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回)以内として下さい。

夜間ワンマン運行の連続乗務回数は4回までとし、一運行の実車距離が400kmを超える夜間ワンマン運行は場合は2回以内とします。



7

乗務中の体調報告・デジタル式運行記録計による運行管理について

今後、夜間400km(1日500km)を超える貸切バスの運行を行う場合には、**乗務中の体調報告**(平成25年8月1日から適用)、夜間400km(1日600km)を超える貸切バスの運行を行う場合には、**デジタル式運行記録計による運行管理**(平成26年1月1日から適用)を行う必要があります。

(1) 乗務中の体調報告 (平成25年8月1日～)

ワンマン運行で一運行の**実車距離が夜間400km(1日500km)**を超える運行を行う貸切バスの運転者は、**当該運行の実車距離100kmから400km(1日500km)**の間にあるいずれかの休憩地点において運行管理者又は補助者に体調等を報告する必要があります。

運行管理者等はその結果を点呼簿等に記録して下さい。



1人乗務の場合



休憩地点到着時、運行管理者に体調等を報告



交替時、休憩時はできる限り毎回、運行管理者等に体調報告することが望ましいです。

(2) デジタル式運行記録計による運行管理 (平成26年1月1日～)

夜間ワンマン運行で一運行の**実車距離が400km**を超える場合又は**1日の乗務の合計実車距離600km**を超える場合は、車両にデジタル式運行記録計等を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければなりません。

デジタル式運行記録計



【各運輸支局の問合せ先】（電話番号）

- ・青森運輸支局 検査・整備・保安部門
：017-739-1506
- ・岩手運輸支局 検査・整備・保安部門
：019-637-2912
- ・宮城運輸支局 検査・整備・保安部門
：022-235-2517
- ・秋田運輸支局 検査・整備・保安部門
：018-863-5814
- ・山形運輸支局 検査・整備・保安部門
：023-686-4714
- ・福島運輸支局 検査・整備・保安部門
：024-546-0342

【東北運輸局問合せ先】自動車技術安全部

整備・保安課

TEL 022-791-7535

【本省問合せ先】国土交通省自動車局安全政策課

TEL 03-5253-8111（内線41-623）

03-5253-8566（直通）